

令和4年1月6日

不動産関係団体の長 殿

- (公社) 山梨県宅地建物取引業協会  
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部  
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部  
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本県と隣接する地域で新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の市中感染が確認されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年12月31日から令和4年1月31日までの間、感染に不安を感じる方に対し検査を受けることについて要請しているところですが、本県においてオミクロン株が確認されたことを踏まえ、別紙のとおり協力要請を改訂しましたので、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくようお願ひいたします。

なお、今回の改訂により、山梨県に在住の無症状者で感染に不安を感じる方は週1回、無料で抗原定性検査を受けることが可能となっております。検査可能な薬局は県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

新たな変異株であっても感染防止対策は変わらないことから、県民や事業者の皆様には、引き続き、三密の回避やマスクの着用、手指消毒、定期的な換気など基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願ひいたします。

問い合わせ先

県土整備部

建築住宅課企画担当

TEL : 055-223-1730